

令和7年(2025年)12月

平塚市議会定例会議案(2)

議 案 目 次

	ページ
報告第12号 専決処分の報告について	1
議案第83号 平塚市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第84号 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第85号 平塚市市税条例の一部を改正する条例	27
議案第86号 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第87号 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第88号 平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第89号 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	35
議案第90号 平塚漁港管理条例の一部を改正する条例	37
議案第91号 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例	39
議案第92号 工事請負契約の締結について 〔松原公民館大規模改修工事（建築）〕	41
議案第93号 工事請負契約の締結について 〔金田公民館大規模改修工事（建築）〕	43
議案第94号 和解契約の締結について	45

議案第 9 5 号	指定管理者の指定について 〔平塚市南部福祉会館及び平塚市西部福祉会館〕	4 9
議案第 9 6 号	指定管理者の指定について 〔平塚栗原ホーム〕	5 1
議案第 9 7 号	指定管理者の指定について 〔馬入ふれあい公園〕	5 3
議案第 9 8 号	指定管理者の指定について 〔平塚市南区図書館〕	5 5
議案第 9 9 号	令和 7 年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第 1 0 0 号	同 競輪事業特別会計補正予算	別冊
議案第 1 0 1 号	同 介護保険事業特別会計補正予算	別冊

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1から別紙5までのとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年4月10日（木）午後1時30分頃、収集業務課職員の運転する塵芥車が、平塚市東中原[REDACTED]付近の信号機のない交差点において、転回のため後退した後、右折しようとして前進したところ、市車両の右側面が相手方敷地内のコンクリートブロックに接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 48,400円

3 賠償の相手方

平塚市東中原 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、東京都千代田区外神田一丁目8番13号 NREG秋葉原ビル7階株式会社保安企画東京支店に支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年4月18日（金）午前11時20分頃、道路管理課職員の運転する普通貨物車が、平塚市中原二丁目14番11号の相手方敷地内駐車場から出庫する際、市車両の上部に設置してある散光式警光灯が相手方店舗に設置してある庇に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 199,650円

3 賠償の相手方

東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン

4 支払方法

賠償金は、東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソンに支払う。

別 紙 3

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年9月9日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年7月10日（木）午後11時頃、相手方の運転する車両が、平塚市虹ヶ浜18番1号地先の市道を走行中、風雨により倒れた市営虹ヶ浜西住宅敷地内の樹木に接触し、相手方車両の左ミラー及び左ドアを破損させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料等） 134,865円

3 賠償の相手方

東京都新宿区新宿六丁目24番20号 KDX新宿六丁目ビル4階
株式会社太陽ネットワーク物流

4 支払方法

賠償金は、埼玉県飯能市下川崎34番地 株式会社太陽ネットワーク物流
飯能整備工場に支払う。

別 紙 4

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月20日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年9月9日（火）午前11時40分頃、生活福祉課職員の運転する小型乗用車が、小田原市酒匂[REDACTED]の相手方敷地内において駐車場で転回のため後退した際、市車両の左後部が当該駐車場に駐車していた相手方車両の右前部に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 84,205円

3 賠償の相手方

小田原市酒匂 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、小田原市酒匂 [REDACTED] [REDACTED]に支払う。

別 紙 5

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月22日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年5月5日（月）午後8時55分頃、相手方の運転する普通自動二輪車が、平塚市西真土四丁目7番付近の丁字路を左折しようとした際、道路のくぼみに前輪が落ち込んだため転倒し、相手方車両及び携行品を破損させたものです。

これは、市道の管理が十分でなかったことにも原因があり、本市において相手方の損害のうち、市の過失責任分を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金	271,497円
（内訳）車両全損時価	217,000円
携行品損害額	54,497円

3 賠償の相手方

川崎市川崎区

4 支払方法

賠償金は、川崎市川崎区 に支払う。

平塚市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

平塚市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「2
7 万 6 5 5 円」を「29 万 3,440 円」に、「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に改
める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその
期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙
については、なお従前の例による。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成
27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項を削り、同表の 6 の項を同表の 5 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市市税条例の一部を改正する条例

平塚市市税条例（平成元年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第 13 条の 2 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「（国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者に限る。）を含む。）」を「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例

平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例
(令和元年条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こ
ども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項
各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項に
おいて準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成 27 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「10 日」を「末日」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 24 条第 2 項中「（国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 6 項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者に限る。）を含む。以下同じ。））」を「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 12 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定

保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））」に改める。

第30条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚漁港管理条例の一部を改正する条例

平塚漁港管理条例（昭和45年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2時間以内の利用1台につき	200円
2時間を超え4時間以内の利用1台につき	400円
4時間を超え7時間以内の利用1台につき	700円
7時間を超える利用1台につき	1,000円
1時間以内の利用1台につき	200円
1時間を超え2時間以内の利用1台につき	400円
2時間を超え4時間以内の利用1台につき	600円
4時間を超え7時間以内の利用1台につき	900円
7時間を超える利用1台につき	1,200円

」

を

「

2時間以内の利用1台につき	300円
2時間を超え4時間以内の利用1台につき	500円
4時間を超え7時間以内の利用1台につき	800円
7時間を超える利用1台につき	1,000円
1時間以内の利用1台につき	300円
1時間を超え2時間以内の利用1台につき	500円
2時間を超え4時間以内の利用1台につき	700円
4時間を超え7時間以内の利用1台につき	1,000円
7時間を超える利用1台につき	1,200円

」

に改め、同表備考第4項中「7月1日から8月31日まで」を「6月1日から9月30日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する駐車場使用料について適用し、同日前に徴収する駐車場使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市火災予防条例の一部を改正する条例

平塚市火災予防条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第31条の2～第31条の7）」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第31条の2～第31条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第31条の8・第31条の9）」

に改める。

第31条各号列記以外の部分中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第5号中「残り火」を「残火」に改め、同条第6号を次のように改める。

（6） 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第31条の5第1号中「第12条に規定する」を「第12条第1項に規定する」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第45条の3第1項第3号中「第48条」を「第48条第1項」に改める。

第48条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第31条の5第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

工事請負契約の締結について

松原公民館大規模改修工事（建築）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | |
|-----------|--|
| 1 契 約 金 額 | 2 6 2 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 契約の相手方 | 西山建設株式会社
平塚市代官町 2 2 番 6 号
代表取締役 西山 厚 |

工事請負契約の締結について

金田公民館大規模改修工事（建築）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落合 克宏

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約金額 | 258,500,000円 |
| 2 契約の相手方 | 西山建設株式会社
平塚市代官町22番6号
代表取締役 西山 厚 |

和解契約の締結について

本市は、別紙のとおり全国の競輪場で競輪事業を実施するために使用している車両情報システムの障害による損害賠償について和解契約を締結するものとする。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 和解契約の相手方

東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス25階
公益財団法人JKA
会長 木戸 寛

2 事件の概要

令和元年10月3日に発生した相手方が所管する車両情報システムの障害に伴い、10月4日までの2日間全国で車券発売が休止となった。

本件に因り松戸競輪の開催期間が2日間順延し開催が競合したため、本場開催及び場外開催に係る車券発売収入に逸失利益が発生した。

本市では、相手方との損害賠償請求の交渉権限を、公益社団法人全国競輪施行者協議会に委任して交渉を続けてきた結果、賠償額を1,769,823円として、和解することとしたものである。

3 和解契約の内容

- (1) 本市及び相手方は、本件に起因する逸失利益の賠償として、相手方が本市に対し金1,769,823円の支払義務を負うことを相互に合意する。
- (2) 相手方は、前号賠償金を、和解成立日から30日以内に支払う。
- (3) 相手方は、前号の支払を怠った場合には、第1号に規定する賠償金及びこれに対する前号に規定する支払期日の翌日から支払済みまで年3%の割合の遅延損害金を支払う。
- (4) 本市及び相手方は、本件に関し、本和解契約に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市南部福祉会館及び平塚市西部福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称等

所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル

団 体 名 労働者協同組合労協センター事業団・東海体育指導株式会社共
同事業体

代表者氏名 労働者協同組合労協センター事業団

代表理事 藤田 徹

構成員（代表者） 所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池
袋 I S P タマビル

団 体 名 労働者協同組合労協センター事業団

代表者氏名 代表理事 藤田 徹

構成員 所 在 地 平塚市真田四丁目 39 番 38 号

団 体 名 東海体育指導株式会社

代表者氏名 代表取締役 西久保 好生

3 指定の期間

平塚市南部福祉会館

令和8年5月12日から令和13年3月31日まで

平塚市西部福祉会館

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚栗原ホーム

2 指定管理者となる団体の名称等

所 在 地 平塚市追分 1 番 4 3 号

団 体 名 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 木川 康雄

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月25日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

馬入ふれあい公園

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 横浜市都筑区仲町台三丁目5番7号 第三セキビル

団体名 サカタのタネグリーンサービス・湘南ベルマーレSC共同事業
体

代表者氏名 サカタのタネグリーンサービス株式会社

代表取締役 岩井 雅彦

構成員（代表者） 所在地 横浜市都筑区仲町台三丁目5番7号 第三
セキビル

団体名 サカタのタネグリーンサービス株式会社

代表者氏名 代表取締役 岩井 雅彦

構成員 所在地 平塚市中堂18番8号 E棟3F

団体名 特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポ
ッククラブ

代表者氏名 理事長 雲出 哲也

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

平塚市南図書館

2 指定管理者となる団体の名称等

所 在 地 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

団 体 名 株式会社ヴィアックス

代表者氏名 代表取締役 西門 直

3 指定の期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで